

つながりで、守る。

おし
防災

墨田区

地域防災

計画

令和7年度修正《本冊》



用 語 例

この計画で使用する防災関係機関の標記は、次による。

	標 記	機 関 名
1	区	墨田区
2	都	東京都
3	都建設局第五建設事務所	東京都建設局第五建設事務所
4	都建設局江東治水事務所	東京都建設局江東治水事務所
5	都水道局墨田営業所	東京都水道局墨田営業所
6	都下水道局東部第一下水道事務所	東京都下水道局東部第一下水道事務所
7	都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）	東京都交通局門前仲町駅務管区 東京都交通局馬喰駅務管区
8	警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	警視庁第七方面本部 警視庁本所警察署 警視庁向島警察署
9	東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	東京消防庁第七消防方面本部 東京消防庁本所消防署 東京消防庁向島消防署
10	陸上自衛隊	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊
11	日本郵便本所・向島郵便局	日本郵便株式会社本所郵便局 日本郵便株式会社向島郵便局
12	NTT 東日本	NTT東日本株式会社東京東支店
13	首都高速道路東京東局	首都高速道路株式会社東京東局
14	J R 両国駅	東日本旅客鉄道株式会社両国駅
15	J R 錦糸町駅	東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅
16	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
17	東京電力パワーグリッド江東支社	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社
18	東武鉄道	東武鉄道株式会社
19	京成電鉄	京成電鉄株式会社
20	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	東京地下鉄株式会社日本橋駅務管区住吉地域
21	東京都トラック協会墨田支部	一般社団法人東京都トラック協会墨田支部
22	医師会	公益社団法人墨田区医師会
23	歯科医師会	一般社団法人東京都本所歯科医師会 公益社団法人東京都向島歯科医師会
24	薬剤師会	一般社団法人墨田区薬剤師会
25	柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部
26	訪問看護協会	公益社団法人東京都訪問看護ステーション協会 墨田支部

目 次

総 則

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の方針	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性格及び範囲	1
第3項 計画の前提	1
第4項 計画の位置づけ	2
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3
第2章 区の概況及び被害想定	4
第1節 区の概況	4
第1項 地勢	4
第2項 人口	4
第2節 被害想定	5
第1項 震災	5
第2項 風水害	7
第3項 火山噴火	8
第4項 複合災害	8
第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	9
第1節 今後の防災対策の充実強化に向けた取組の方向性	9
第2節 減災目標	10

震災編（予防・応急・復旧対策）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割	11
第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務	11
第1項 基本理念	11
第2項 基本的責務	11
第2節 防災機関の役割	13
第1項 区	13
第2項 都	18
第3項 自衛隊	20

第4項 指定公共機関	20
第5項 指定地方公共機関	20
第6項 公共的団体	21
第7項 民間協力機関	21

第2章 区民と地域の防災力向上 23

1 想定される事態と認識	23
2 現在の到達状況	23
3 対策の方向性	24
4 具体的な取組	25
5 到達目標	25

予防対策

第1節 自助による区民の防災力の向上	26
第1項 区民等の役割	26
第2項 防災意識の啓発 [各機関]	26
第3項 防災教育・訓練の充実 [各機関]	29
第4項 外国人支援対策 [区]	31
第2節 地域による共助の推進 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	32
第3節 マンション防災における自助・共助の構築 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	34
第4節 消防団の活動体制の充実 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	35
第5節 事業所による自助・共助の強化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	36
第6節 ボランティア等との連携・協働 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	38
第7節 区民・行政・事業所等の連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	40

応急対策

第1節 自助による応急対策の実施	41
第1項 区民自身による応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	41
第2項 外国人支援対策 [各機関]	41
第2節 地域による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	42
第3節 マンション防災における応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	42
第4節 消防団による応急対策の実施 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	43
第5節 事業所による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	43

第6節 ボランティアとの連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	44
---	----

復旧対策

第1節 地域による応急対策の実施	45
第2節 消防団による応急対策の実施	45
第3節 ボランティアとの連携	45

第3章 安全な都市づくりの実現..... 47

1 想定される事態と認識	47
2 現在の到達状況	47
3 対策の方向性	48
4 具体的な取組	49
5 到達目標	49

予防対策

第1節 地震に強い都市づくり	50
第1項 地震に強い都市づくりの推進 [区]	50
第2項 安全な市街地の整備と再開発 [区]	51
第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	54
第4項 道路・橋梁等の整備 [区、都建設局第五建設事務所]	56
第2節 施設構造物等の安全化	57
第1項 建築物等の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	57
第2項 エレベーター対策 [区]	59
第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所]	59
第4項 文化財施設の安全対策 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	61
第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化.....	62
第1項 液状化対策の強化 [区]	62
第2項 長周期地震動対策の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	62
第4節 出火、延焼等の防止	63
第1項 出火の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	63
第2項 初期消火体制の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	66
第3項 火災の拡大防止 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	67
第4項 危険物施設等の防災組織 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	70
第5項 危険物等の輸送の安全化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	70
第6項 雨水利用の推進 [区]	70

応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止.....	71
第1項 消火・救助・救急活動 [区、各機関]	71
第2項 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	71

第3項 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]	73
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	75
第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所] ..	75
第2項 危険物輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	77
復旧対策	
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	78
第1項 公共土木施設等の復旧 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局] ..	78
第2項 社会公共施設等の復旧 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	78
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	79
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	81
1 想定される事態と認識	81
2 現在の到達状況	81
3 対策の方向性	81
4 具体的な取組	83
5 到達目標	83
予防対策	
第1節 道路及び鉄道施設の安全化 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	84
第2節 江東内部河川の整備 [区、都建設局江東治水事務所]	93
第3節 緊急輸送ネットワークの整備 [各機関]	94
第4節 ライフライン施設の安全化 [都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	96
第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	101
第6節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	101
応急対策	
第1節 道路・橋梁	102
第1項 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	102
第2項 道路障害物の除去 [区、都建設局第五建設事務所]	103
第2節 鉄道施設	104
第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画 [JR両国駅、JR錦糸町駅]	104
第2項 東武鉄道応急対策計画 [東武鉄道]	105
第3項 京成電鉄応急対策計画 [京成電鉄]	106
第4項 都営地下鉄応急対策計画 [都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）]	107
第5項 東京メトロ応急対策計画 [東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	109
第3節 防災船着場・臨時離着陸場 [区、都建設局第五建設事務所]	110

第1項 防災船着場の運用	110
第2項 臨時離着陸場の選定	111
第4節 ライフライン施設の応急対策	111
第1項 水道施設 [都水道局(東部第一支所、墨田営業所)]	111
第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]	111
第3項 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社]	112
第4項 ガス施設 [東京ガスグループ]	114
第5項 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	118
第5節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]	119

復旧対策

第1節 道路・橋梁 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	120
第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	120
第3節 河川施設等 [都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	120
第4節 ライフライン施設の復旧対策	120
第1項 水道施設 [都水道局]	120
第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]	121
第3項 電気・ガス・通信施設 [東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	121
第5節 エネルギーの確保	121

第5章 津波等対策 123

1 想定される事態と認識	123
2 現在の到達状況	123
3 対策の方向性	123
4 具体的な取組	124
5 到達目標	124

予防対策

第1節 河川施設等の整備	125
第2節 水防活動(活動方針・水防組織・資器材の整備等) [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	125
第3節 津波避難対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	125

応急対策

第1節 河川施設等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	126
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	127
第3節 津波に対する避難誘導態勢 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	128

復旧対策

- 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所] 129
- 第2節 被災者の他地区への移送 129

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化 131

- 1 想定される事態と認識 131
- 2 現在の到達状況 131
- 3 対策の方向性 131
- 4 具体的な取組 132
- 5 到達目標 132

予防対策

- 第1節 初動対応体制の整備 133
 - 第1項 区庁舎の整備 [区] 133
 - 第2項 発災時の受援体制の整備 [区] 134
 - 第3項 防災訓練 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 134
- 第2節 事業継続計画の策定 135
 - 第1項 区政のBCP等の策定 [区] 135
 - 第2項 事業者のBCPの策定 [区] 136
- 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 [陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 136
- 第4節 広域連携体制の構築 [区] 137
- 第5節 応急活動拠点等の設備 138
 - 第1項 オープンスペースの確保 [区、東京消防庁第七方面本部、本所・向島消防署] 138
 - 第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 140
 - 第3項 大規模救出救助活動拠点 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 140
 - 第4項 ヘリサインの設置 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 140

応急対策

- 第1節 活動体制 141
 - 第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営 141
 - 第2項 区防災会議の招集 [区、各機関] 145
 - 第3項 防災機関の活動体制 [各機関] 145
- 第2節 警視庁による警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署] 146
- 第3節 東京消防庁による消火・救助・救急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] 147
- 第4節 応援協力・派遣要請 150
 - 第1項 応援協力 [各機関] 150
 - 第2項 他区市町村協力 [区] 151
 - 第3項 民間協力 [各機関] 152

第4項 各機関の経費負担 [各機関]	152
第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	152
第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁） [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	152
第7項 自衛隊への災害派遣要請 [区、陸上自衛隊]	153
第5節 労働力の確保 [区]	155
第6節 応急活動拠点の使用調整 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	155
復旧対策	
第1節 活動体制	156
第2節 警視庁による警備活動	156
第3節 東京消防庁による救助・救急活動	156
第4節 応援協力・派遣要請	156
第5節 労働力の確保	156
第6節 応急活動拠点の使用調整	156
第7章 情報通信の確保	157
1 想定される事態と認識	157
2 現在の到達状況	157
3 対策の方向性	158
4 具体的な取組	159
5 到達目標	159
予防対策	
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 [区、各機関]	160
第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区]	161
第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区]	162
応急対策	
第1節 情報連絡体制 [各機関]	163
第2節 災害に関する情報の収集・伝達 [各機関]	164
第3節 被害状況等の報告体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	168
第4節 広報及び広聴活動 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	170
第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT東日本]	172
復旧対策	
第1節 情報連絡体制	173
第2節 災害に関する情報の収集・伝達	173
第3節 被害状況等の報告体制	173
第4節 広報及び広聴活動	173
第5節 区民相互の情報連絡等	173

第8章 医療救護・保健等対策 175

- 1 想定される事態と認識 175
- 2 現在の到達状況 175
- 3 対策の方向性 175
- 4 具体的な取組 177
- 5 到達目標 177

予防対策

- 第1節 初動医療体制の整備 178
 - 第1項 情報連絡体制等の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 178
 - 第2項 医療救護活動の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 179
 - 第3項 負傷者等の搬送体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] .. 180
 - 第4項 保健衛生体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 180
 - 第5項 防疫体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 180
- 第2節 医薬品・医療資器材の確保 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ... 180
- 第3節 遺体の取扱い [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会] 181

応急対策

- 第1節 初動医療救護体制等 182
 - 第1項 医療情報の収集伝達 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 182
 - 第2項 初動医療体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] 183
 - 第3項 負傷者等の搬送体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] 186
- 第2節 医薬品・医療資器材の供給 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]..... 186
- 第3節 遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]..... 189

復旧対策

- 第1節 防疫・保健活動 [区] 193
 - 第1項 防疫 193
 - 第2項 保健活動 193
- 第2節 医薬品・医療資器材の供給 195
- 第3節 火葬等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]..... 195

第9章 帰宅困難者対策 197

- 1 想定される事態と認識 197
- 2 現在の到達状況 197
- 3 対策の方向性 198
- 4 具体的な取組 199
- 5 到達目標 199

予防対策

- 第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底..... 200

第1項 区における帰宅困難者[区]	200
第2項 意識啓発 [各機関]	200
第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 [各機関]	201
第4項 事業者における施設内待機計画の策定 [各機関]	201
第5項 駅前滞留者対策協議会の設置 [各機関]	204
第6項 集客施設及び駅等の利用者保護 [各機関]	205
第7項 学校・幼稚園・保育園等における幼児・児童・生徒等の安全確保 [区]	206
第8項 区民における準備 [区]	206
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本]	207
第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援 [区]	207
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本]	209

心急対策

第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	211
第1項 帰宅困難者対策オペレーションシステム [区]	211
第2項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護 [区]	211
第3項 帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供 [区]	212
第2節 事業所等における帰宅困難者対策 [区]	213
第3節 駅周辺の混乱防止対策	214
第1項 駅周辺の混乱防止対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	214
第2項 集客施設及び駅等における利用者保護 [各機関]	214

復旧対策

第1節 安全な帰宅の推進 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	216
第2節 徒歩帰宅者の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	216

第10章 避難者対策 219

1 想定される事態と認識	219
2 現在の到達状況	219
3 対策の方向性	219
4 具体的な取組	220
5 到達目標	220

予防対策

第1節 避難体制	221
----------	-----

第1項 避難体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	221
第2項 津波避難対策	224
第2節 要配慮者の安全確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	225
第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 [各機関]	228
第4節 避難所の管理運営体制の整備等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	231
第5節 車中泊	232

心急対策

第1節 避難誘導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	233
第2節 要配慮者の安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	237
第3節 避難所の開設・運営 [区]	238
第4節 動物救護 [区]	242
第5節 ボランティアの受入れ [区]	244
第6節 被災者の他地区への移送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	244

復旧対策

第1節 避難所の開設・運営	245
第2節 動物救護	245
第3節 ボランティアの受入れ	245
第4節 被災者の他地区への移送	245

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 247

1 想定される事態と認識	247
2 現在の到達状況	247
3 対策の方向性	248
4 具体的な取組	249
5 到達目標	249

予防対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保 [区]	250
第2節 飲料水及び生活用水の確保 [区、都水道局]	251
第3節 燃料の確保 [区]	252
第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備 [区]	252
第5節 輸送体制の整備 [区]	253
第6節 輸送車両等の確保 [区]	253

心急対策

第1節 食料及び生活必需品等の供給 [区]	254
第2節 飲料水等の供給 [区、都水道局]	256
第3節 燃料の供給 [区]	257

第4節 義援物資の取扱い [区]	257
第5節 緊急輸送対策	258
第1項 輸送車両等の確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部]	258
第2項 人員及び救助物資輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部]	259
復旧対策	
第1節 多様なニーズへの対応 [区]	261
第2節 炊き出し [区]	261
第3節 水の安全確保 [区]	262
第4節 生活用水の確保 [区]	262
第12章 放射性物質対策	263
1 想定される事態と認識	263
2 現在の到達状況	263
3 対策の方向性	263
4 具体的な取組	264
5 到達目標	264
予防対策	
第1節 情報伝達体制の整備 [区]	265
第2節 区民への情報提供等 [区]	265
第3節 放射線等使用施設の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	265
応急対策	
第1節 情報連絡体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	266
第2節 区民への情報提供等 [区]	266
第3節 放射線等使用施設の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	266
第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	267
復旧対策	
第1節 保健医療活動 [区]	268
第2節 放射性物質への対応 [区]	268
第3節 風評被害への対応 [区]	268
第13章 住民の生活の早期再建	269
1 想定される事態と認識	269
2 現在の到達状況	269
3 対策の方向性	269
4 具体的な取組	271
5 到達目標	271
予防対策	
第1節 生活再建のための事前準備	272
第1項 住宅・宅地の応急危険度判定 [区]	272

第2項 罹災証明の発行 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	272
第3項 義援金の配分事務 [区]	272
第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]	273
第3節 ごみ処理 [区]	274
第4節 災害廃棄物処理 [区]	275
第5節 応急教育のための事前準備 [区]	275
第6節 災害救助法等	276
第1項 災害救助法の適用 [区]	276
第2項 激甚災害法の適用 [区]	277

応急対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定 [区]	278
第2節 被災宅地の応急危険度判定 [区]	278
第3節 家屋・住家被害状況調査等 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	279
第4節 罹災証明書の発行準備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	280
第5節 義援金の募集・受付 [区]	281
第6節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]	282
第7節 ごみ処理 [区]	283
第8節 災害廃棄物処理 [区]	284
第9節 応急教育 [区]	288
第10節 災害救助法の適用 [区]	288
第11節 激甚災害の指定	289
第1項 激甚災害指定手続 [区]	289
第2項 激甚災害に関する調査報告 [区]	289
第3項 特別財政援助等の申請手続等 [区]	289

復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理 [区]	290
第2節 応急仮設住宅の供給 [区]	291
第3節 区営住宅の応急修理 [区]	293
第4節 建築資材等の調達 [区]	293
第5節 被災者の生活相談等の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	293
第6節 義援金の保管及び配分 [区]	294
第7節 被災者の生活再建資金援助等	295
第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け [区]	295
第2項 被災者生活再建支援金の支給 [区]	296
第8節 融資計画	298
第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け [区]	298
第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]	299
第3項 中小企業への融資 [区]	300
第9節 職業のあっせん [区]	301

第10節 租税等の徴収猶予及び減免等	302
第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画 [区]	302
第2項 料金免除等の取扱い [日本郵便本所・向島郵便局]	303
第11節 災害廃棄物処理の実施 [区]	303
第12節 学校教育の復旧 [区]	304
第13節 災害救助法の運用等	306
第1項 災害救助法の公布 [区]	306
第2項 救助の種類 [区]	307
第3項 救助法に基づく報告等 [区]	307

震災編（東海地震事前対策）

第1章 対策の目的	309
第1節 策定の趣旨及び経過	309
第2節 基本的な考え方	309
第3節 前提条件	310
第2章 処理すべき事務又は業務の大綱	311
第1節 区	311
第2節 都	312
第3節 自衛隊	312
第4節 指定公共機関	313
第5節 指定地方公共機関等	313
第3章 災害予防対策	314
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	314
第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT東日本、京成電鉄]	314
第2項 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業 [区、NTT東日本、東武鉄道]	315
第2節 広報及び教育	316
第1項 広報 [各機関]	316
第2項 教育指導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]	318
第3節 事業所に対する指導	319
第1項 対象事業所	319
第2項 事業指導の内容	320
第4節 防災訓練	322
第1項 区	322
第2項 本所・向島警察署	322
第3項 本所・向島消防署	323
第4項 都水道局墨田営業所	323

第5項	都下水道局東部第一下水道事務所	324
第6項	東京電力パワーグリッド江東支社	324
第7項	東京ガスグループ	324
第8項	各鉄道機関	325
第9項	NTT東日本	325
第10項	その他の防災機関	325
第4章	警戒宣言が発せられるまでの対応	326
第1節	東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	326
第1項	情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢〔各機関〕	326
第2項	東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等〔区〕	326
第2節	注意情報の伝達	326
第1項	伝達系統〔各機関〕	326
第2項	伝達体制〔区、本所・向島警察署、本所・向島消防署〕	327
第3項	伝達事項〔各機関〕	329
第3節	活動体制	329
第1項	区	329
第2項	警視庁第七方面本部、本所・向島警察署	329
第3項	東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署	330
第4項	都水道局墨田営業所	330
第5項	その他の都機関	330
第6項	防災関係機関等〔JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本、首都高速道路東京東局〕	330
第4節	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	331
第5節	混乱防止措置	332
第1項	区	332
第2項	本所・向島警察署	332
第3項	JR両国駅、JR錦糸町駅	332
第4項	東武鉄道	332
第5項	京成電鉄	332
第6項	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	333
第7項	NTT東日本	333
第6節	警戒宣言が発せられなかった場合の措置	333
第5章	警戒宣言時の応急活動体制	334
第1節	活動体制	334
第1項	区の活動体制〔区〕	334
第2項	防災関係機関の活動体制〔各機関〕	335
第3項	相互協力〔区〕	335
第2節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達	335
第1項	警戒宣言の伝達〔各機関〕	336

第2項 警戒時の広報 [各機関]	338
第3節 消防、水防、危険物対策	340
第1項 消防対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	340
第2項 水防対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]	342
第3項 危険物対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅]	342
第4節 警備、交通対策	343
第1項 警備対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	343
第2項 交通対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	343
第3項 道路管理者等の取るべき措置 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	345
第5節 公共輸送対策	346
第1項 鉄道対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	346
第2項 バス、タクシー等対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	350
第6節 学校、病院、福祉施設対策	351
第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校） [区]	351
第2項 病院、診療所、薬局 [医師会、歯科医師会、薬剤師会]	352
第3項 福祉施設 [区]	353
第7節 劇場、ビル、区施設等対策	354
第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等	354
第2項 区施設	354
第8節 電話、通信対策 [N T T 東日本]	355
第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置	355
第2項 広報措置の実施	355
第3項 防災措置の実施	356
第9節 電気、ガス、上下水道対策	356
第1項 電気 [東京電力パワーグリッド江東支社]	356
第2項 ガス [東京ガスグループ]	356
第3項 上水道 [都水道局墨田営業所]	357
第4項 下水道 [都下水道局東部第一下水道事務所]	358
第10節 生活物資対策	358
第1項 営業方法 [区]	358
第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ [区]	358
第3項 物資の確保 [区]	358
第11節 金融対策	359
第1項 金融機関の業務確保	359
第2項 金融機関の防災体制等	359
第3項 顧客への周知徹底	359
第12節 避難対策 [区]	359
第13節 救援、救護対策	360

第1項 給水体制〔区、都水道局墨田営業所〕	360
第2項 食料等の配布体制〔区、東京都トラック協会墨田支部〕	360
第3項 医療救護体制〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会〕	360
第4項 輸送車両の確保〔東京都トラック協会墨田支部〕	361
第6章 区民等の取るべき措置	362
第1節 区民の取るべき措置	362
第1項 平常時	362
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで	363
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	363
第2節 住民防災組織の取るべき措置	364
第1項 平常時	364
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで	364
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	365
第3節 事業所の取るべき措置	365
第1項 平常時の措置	365
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置	365
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置	366

風水害編（予防計画）

第1章 水害予防対策	367
第1節 洪水対策（総合的な治水対策）〔区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	367
第2節 広報・啓発〔区〕	371
第3節 高潮対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	372
第4節 洪水に備えた対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕	372
第5節 都市型水害に備えた対策〔区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕	375
第6節 津波避難対策	376
第7節 水防活動	377
第1項 活動方針等〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	377
第2項 水防組織〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	377
第3項 資器材の整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕	377

第2章 都市施設対策	378
第1節 ライフライン施設 [都水道局、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]	378
第2節 道路及び鉄道施設 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	379
第3章 応急活動拠点等の整備	380
第4章 地域防災力の向上	381
第1節 区民等の役割	381
第2節 住民防災組織の強化	381
第1項 住民防災組織等の役割	381
第2項 住民防災組織の充実	382
第3節 行政・事業所・都民等の連携	382
第5章 ボランティア等との連携・協働	383
第6章 防災運動の推進	384
第1節 防災意識の啓発 [各機関]	384
第1項 防災広報の充実	384
第2項 防災教育の充実	385
第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	385
第2節 水防訓練の充実 [各機関]	386
風水害編（応急・復旧対策計画）	
第1章 初動態勢	387
第2章 情報の収集・伝達	387
第3章 水防対策	388
第1節 目的及び任務 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	388
第2節 水防情報 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	388
第3節 水防管理者及び水防機関の活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	398
第4節 道路公園等管理者としての活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	405
第4章 警備・交通規制	407
第1節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	407

第2節 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	408
第5章 救助・救急対策	409
第1節 救助・救急活動体制等 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	409
第2節 救助体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	409
第3節 救急体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	409
第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	410
第5節 区民の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	410
第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	410
第6章 医療救護等対策	411
第7章 避難者対策	412
第1節 避難計画.....	412
第2節 水害時避難計画 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	412
第3節 要配慮者の安全対策.....	417
第1項 地域における安全対策.....	417
第2項 社会福祉施設等の安全対策.....	417
第4節 広域避難 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	418
第8章 物流・備蓄・輸送対策	420
第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	420
第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策	421
第1節 水道施設 [都水道局墨田営業所].....	421
第2節 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所].....	421
第3節 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社].....	421
第4節 ガス施設 [東京ガスグループ].....	421
第5節 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ].....	421
第6節 通信施設 [NTT東日本].....	421
第11章 公共施設等の応急・復旧対策	422
第1節 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局].....	422
第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域].....	424
第3節 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会].....	424
第12章 応急生活対策	425

第13章 災害救助法の適用	425
第14章 激甚災害の指定	425

その他災害編

第1章 危険物事故対策	427
第1節 予防対策 [消防機関]	427
第2節 応急対策 [区、警察、消防]	428
第2章 大規模事故対策	429
第1節 航空機事故 [区、警察、消防]	429
第2節 鉄道事故 [区、鉄道、警察、消防]	430
第3節 道路・橋梁事故 [区、建設局、首都高、警察、消防]	431
第3章 火山噴火対策	432
第1節 区に影響があると考えられる火山噴火情報の収集・伝達 [各機関]	432
第2節 降灰対策 [各機関.5.]	434
第4章 複合災害対策	436

復興編

第1章 復興の基本的考え方	437
第1節 復興の基本理念	437
第2節 復興の基本目標	437
第2章 復興本部	438
第1節 復興本部の設置	438
第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	439
第3章 災害復興計画の策定	440
第1節 災害復興基本方針の策定	440
第1項 復興の基本方針	440
第2項 災害復興基本方針決定までの流れ	440
第2節 災害復興計画の策定	440
第1項 災害復興計画体系	440
第2項 災害復興計画の位置付け	441
第3項 地域復興計画の尊重	441
第3節 特定分野計画の策定	441

第4章 復興の全体像	442
第1節 多様な主体の協働による復興の推進	442
第1項 区の役割	442
第2項 区民、事業者、専門家等との連携	442
第3項 国、東京都との連携	442
第2節 地域協働復興の推進	443
第1項 地域協働復興の考え方	443
第2項 復興区民組織	443
第3項 災害復興支援組織	443
第5章 地域力を生かした復興プロセス	444
第1節 復興市街地づくり	444
第2節 復興市街地づくりの手順	444
第6章 復興対策の財源確保	445